



Accredited
School

KINOSHITA AVIATION CONSULTANTS
Website: <http://www.airtransport-tozai.com>

DGR 第 51 版 2010 年 1 月 1 日 発効

INTERPRETATION 解釈の解説 2010 年 5 月 17 日 掲示

IATA 危険物規則書を使用される方は 2010 年 1 月 1 日から有効となった第 51 版の内容の解釈の変更があるので留意して下さい。

10.8.3.9.3 に書かれている容器の寸法を表示する必要があるとした現行の文言がいささか混乱の原因になっていると聞いています。

このパラグラフは必須でなく随意です。DGR の図 10.8.E (Example 3) に示されているように “L”, “W” と “H” の文字をそれぞれの数値の前に記載することは必須ではありません。しかし、記載する順序は必須で、必ず、長さ、幅（もしくは直径）の次に高さの順で記入し、寸法に使用した単位を書き、航空会社職員および地上取扱いの作業員が 9.3.10 に基づく人との隔離距離の維持や、放射線安全プログラムを達成出来るように意図されています。

~~Effective 1 January 2011, the dimensional qualifiers (“L”, “W” or “D” and “H”) will be mandatory. It is suggested that work on shipper’s declaration software and templates begin in advance of that date to ensure compliance.~~

~~2011 年 1 月 1 日以降、寸法符号 (“L”, “W” もしくは “D” と “H”) は必須になります。荷送人の危険物申告書作成のソフトウェアおよびテンプレートなどの改修作業は期日に間に合うよう早めに手懸けた方が良くと提案します。~~

From 1 January 2011, the dimensional qualifiers (“L”, “W” or “D” and “H”) will continue to be permissive provided the dimensions are in the required sequence.

2011 年 1 月 1 日以降、寸法符号 (“L”, “W” もしくは “D” と “H”) は引き続き随意ですが、寸法の記入には規定の順序が守られていなければなりません。

Note: Shippers of radioactive material may use the dimensional qualifiers.

注意：放射性物資の荷送人は寸法符号を使用して差し支えありません。

以 上